

今月のピックアップ

令和6年1月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

二次元バーコードで弊社 HP へアクセスできます。

【今月の担当：高橋】



【建設業・自動車運転に従事する労働者の 36 協定について】

2024 年 4 月 1 日より、時間外労働の上限規制の猶予期間が終了し、建設業・自動車運転に従事する労働者の時間外労働に上限規制が適用されるようになります。時間外労働の上限は、下表の通りです。

	建設業	自動車運転の事業
原則	月 45 時間 年間 360 時間	
特別 条項 付き	年間 720 時間	年間 960 時間
	時間外+休日労働の月平均が 80 時間以内(2~6 月平均)	
	時間外+休日労働の合計が月 100 時間未満	
	時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは 年に 6 回まで	

※医師についても猶予期間が終了しますが、時間外労働の上限については上表の限りではありません。

【その他変更点について】

- ・建設業・自動車運転に従事する労働者・医師に関する令和 6 年 4 月 1 日起算の 36 協定様式が変更となります。
- ・上限規制が適用されるのは令和 6 年 4 月 1 日起算の 36 協定からとなります。

【障害者の法定雇用率の引き上げについて】

2024 年 4 月より、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。常時雇用してる労働者が 40 人以上の企業については最低でも 1 人以上の障害者を雇用する必要があり、毎年 6 月 1 日時点での障害者雇用状況をハローワークへ報告する義務があります。新しい雇用率・対象事業主の範囲については、下表のとおりです。

	現在(2023 年度)	2024 年 4 月	2026 年 7 月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5 人以上	40.0 人以上	37.5 人以上

※常用雇用労働者数×2.5%＝必要な障害者雇用人数

【障害者の算定方法について】

2024 年 4 月より、障害者の法定雇用における障害者の算定方法が変更となります。

重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者について、週の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の方についても、雇用率上 0.5 カウントとして算定できるようになります。新しいカウントについては下表のとおりです。

	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満	10 時間以上 20 時間未満
身体障害者	1 人	0.5 人	0.5 人
重度身体障害者	2 人	1 人	
知的障害者	1 人	0.5 人	0.5 人
重度知的障害者	2 人	1 人	
精神障害者	1 人	1 人	

上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。